

第19回広島県障害者陸上競技大会 障害区分・種目一覧表 No.2-1

1 年齢区分（令和7年4月1日現在）

障害種別	年齢区分
身体障害者	1部（13歳～39歳）
	2部（40歳以上）
知的障害者 精神障害者	少年の部（13歳～19歳）
	青年の部（20歳～35歳）
	壮年の部（36歳以上）

2 参加可能競技種目

障害種別	参加可能競技種目	
身体障害者	◎	1部・2部
	▲	男女別・年齢区分なし
知的障害者	◎	3年齢区分
	△	男女混合・年齢区分なし
	▲	男女別・年齢区分なし
精神障害者	◎	3年齢区分
	▲	男女別・年齢区分なし

3 身体障害者の障害区分（注意事項）

- ① 肢体不自由者の場合主として身体障害者手帳を基準とした障害区分である。したがって、運動機能の障害程度から区分される国際組織の障害区分とは異なる。
- ② 障害区分は、競技により異なっているが、身体障害者手帳との関係から、身体の形態的・機能的な視野に立った用語を多く使用している。
- ③ 障害が重複している場合には、選択した一つの障害区分ですべての競技に参加しなければならない。
- ④ 肢体不自由の7級が重複して6級に認定されている場合は、片側の障害として区分する。（両下肢が7級の切断の場合には片下腿切断に区分する）
- ⑤ 多肢切断や両上肢障害など、複数の部位の切断や機能障害がある場合は、3肢以上（多肢）や両上肢がそれぞれ6級以上の認定を受けていなければならない。（左上肢が7級で右上肢が6級などの場合は、片上肢障害として区分する）
- ⑥ 指および手のひらの切断は手部切断として、足部の切断は下腿切断として扱う。
- ⑦ 片側の手部切断も、両側の手部切断も「手部切断」として区分する。
- ⑧ 関節離断は、上位の部位の切断として扱う。（肘関節離断は上腕切断となる）
- ⑨ 完全とは、上肢や下肢の大きな3大関節（肩・肘・手関節または、股・膝・足関節）の全てに機能障害があるものをいう。下肢の場合は長下肢補装具なしでは体重を支えきれないものをいう。
- ⑩ サリドマイドや骨形成不全などにより、前腕は正常でも上腕に障害があるような場合には、競技によっては、最も上位の障害部位（上腕）の切断として扱っても、機能障害として扱ってもよい。
- ⑪ 「車いす常用」とは、日常生活で常に（家の中でも）車いすを使用していることをいう。それ以外については「車いす使用」となる。
- ⑫ 切断・機能障害の者が競技で車いすを使用する場合は、「脳原性麻痺以外で車いす常用または使用」の「その他の車いす」の障害区分とする。
- ⑬ 脊髄損傷や脳原性麻痺以外で上下肢に障害のある車いす常用（筋ジストロフィー症など）の区分は、残存機能や座位バランスなどに留意しながら、脊髄損傷の機能レベルの区分に応じて行う。
- ⑭ 脳原性麻痺とは脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因して生じる健康状態の総称をいう。ただし、脊髄小脳変性症の場合は、実際の障害状況に応じて他の区分となることもある。
- ⑮ 視覚障害の視力は、矯正後（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力）の良い方び視力で判定する。視力は、光覚弁～手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。また矯正後の視力が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される。
- ⑯ 内部障害は、ぼうこう又は直腸機能障害のみを対象とする。